

監委第76号
令和5年9月6日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県監査委員 布俣 正也

岐阜県監査委員 広瀬 修

岐阜県監査委員 鈴木 祥一

岐阜県監査委員 南 圭一

岐阜県監査委員 安田 典子

令和4年度岐阜県内部統制評価報告書の審査について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定により審査を求められた令和4年度岐阜県内部統制評価報告書について審査した結果、その意見を次のとおり提出します。

令和4年度

岐阜県内部統制評価報告書審査意見書

岐阜県監査委員

令和4年度 岐阜県内部統制評価報告書審査意見書

第1 審査の種類

地方自治法第150条第5項の規定による同条第4項に規定する報告書の審査

第2 審査の対象

令和4年度 岐阜県内部統制評価報告書

第3 審査の着眼点

審査は、以下の点に主眼を置いて実施した。

- (1) 知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか
- (2) 内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか

第4 審査の実施内容

令和4年度岐阜県内部統制評価報告書について、岐阜県知事及び内部統制評価部局から提出を受け、「岐阜県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省)の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めたほか、定期監査における結果等を踏まえ審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

第5 審査の結果及び意見

令和4年度岐阜県内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、その他の行為によって得られた知見に基づき審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

なお、上記の審査結果に影響するものではないが、各所属から提出される業務レベルの内部統制における自己評価について、パソコンの毀損等、把握すべき不備の記載漏れが散見された。また、不備として財務に関する事務処理の誤りが散見されており、内部統制上、重大な不備につながることも懸念されることから、各所属における内部統制に対するより一層の意識の向上を図るとともに、更なる充実強化に努められたい。

さらに、共通的な事務を実施している現地機関においては、独自に設定しているリスク項目が必ずしも統一されていないため、各部局の主管課又は主務課においてリスク項目の調整を適切に行うよう促されたい。